

## 許可行為について（補足説明）

当公園では、全ての利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、以下の行為については一定の制限を設け、申請をして公園管理者の許可を得ることとしています。また、減免に該当する場合以外は利用料金の支払いが必要です。行為許可申請及び利用料金の支払い等については、[こちら](#)をご確認ください。ご理解とご協力をお願いいたします。

---

### ① 火気の使用（花火、BBQ、焚火等）

- ・ イベント時のキッチンカー等物販の許可とあわせて例外的に許可できる場合を除き、火気の使用は原則禁止です。ホットプレート等熱源を持つものの使用もご遠慮ください。
  - ・ イベント等で火気使用が特別に許可された場合は別途、消防署への届出が必要となります。
- 

### ② 貼紙等の掲示、印刷物の配布等

- ・ 公園内での貼紙等の掲示や印刷物の配布等は、原則禁止です。
  - ・ 許可されたイベント等に関連するチラシ等や、公共性・公益性が高いものとして特別に配布・配架を許可されたポスター、印刷物等に限り、掲示や配布等が認められる場合があります。
- 

### ③ 露店、キッチンカー等による物販、募金その他金銭の授受が発生する行為

- ・ 公園内で物販や金銭授受が発生する営利目的の行為を行う場合については、申請を行い、一定の基準を満たす必要があります。
  - ・ 基準の詳細については、管理事務所にご相談ください。
- 

### ④ 業として行う写真、動画撮影等

- ・ 報道機関による公益性の高い取材等における撮影など特定の場合を除き、テレビや映画のロケ・CMやPV撮影・商業誌の取材や各種メディア媒体に営利目的で掲載する写真や動画を園内で撮影する場合については申請が必要です。
  - ・ 興行（イベント上映など）を行う場合は、動画撮影と同様、申請が必要となります。
  - ・ 個人的な利用目的の撮影については申請不要です。
-

⑤ 競技会、展示会、展覧会、集会等での独占使用

- スポーツ教室や各種イベント等によりスポーツフィールドやイベントプレイスの全体又は特定範囲を独占的に使用する場合は申請が必要です。
  - スポーツ教室や各種イベント等に関連して火気使用や貼紙掲示・チラシ配布等が必要な場合は、当該イベント等の行為許可とあわせて、これらの行為についても特別に許可できる場合があります。詳しくは公園管理事務所へご相談ください。
- 

⑥ 楽器演奏やスピーカーでの音楽等、大きな音を出すこと

- 周囲に迷惑が及ぶほどの大音量の音楽は原則禁止です。早朝や夜間もご遠慮ください。
  - イベント等で音楽を流す場合については、当該イベント等の行為許可とあわせて、状況に応じて許可できる場合があります。ただし、音量や時間帯には十分ご注意くださいとともに、近隣住民等から苦情があった場合は、その場で音量を下げる又は中止する等の対応をお願いすることがあります。
  - 周囲に迷惑の及ばない程度の音量や範囲において、個人的に音楽をかけて楽しむような行為については申請不要です。
- 

⑦ その他、公園管理者が必要と判断した行為

- キッチンカー等の車両の乗り入れ等がここに該当します。原則禁止ですが、イベント等の行為許可申請とあわせて特別に許可できる場合があります。
- 平塚市都市公園条例に許可が必要である旨の明記がない行為であっても、他の利用者への影響が大きいと考えられるものについては、必ず事前に公園管理者へ相談してください。